



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会社名 日清紡ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 河田 正也  
(コード番号 3105 東証、名証各第一部、札証、福証)  
問合せ先 取締役執行役員 奥川 隆祥  
事業支援センター長  
(TEL 03-5695-8833)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款の一部変更についての承認を求める議案を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 172 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 26 条および第 34 条の規定に変更を加えるものです。なお、定款第 26 条の変更については、各監査役の同意を得ています。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。</p>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日： 平成 27 年 6 月 26 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日： 平成 27 年 6 月 26 日

以上